

鳥取県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	休止年月日
せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目225	平成23年3月31日